

入湯税特別徴収の手引き



令和 8 年 10 月

大分市

入湯税の申告に関するお問い合わせ先及び申告書提出先

〒870-8504 大分市荷揚町 2 番 31 号
大分市役所 財務部税制課 諸税担当班
TEL 097-537-7314
FAX 097-537-7869

内容は随時更新しますので、最新版は大分市公式ホームページ
(下記 QR コード)からご確認ください。



はじめに

平素は、大分市税務行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

本市では、令和 8 年 10 月 1 日から大分市税条例および同施行規則の一部を改正し、入湯税の課税免除となる基準を一部変更いたしました。

この改正を契機として、入湯税制度や申告・納入などの事務手続を分かりやすくお伝えするため、本手引きを新たに作成いたしました。

本手引きには、制度の概要をはじめ、具体的な申告・納入の手続、課税・課税免除の考え方などを掲載しております。

特別徴収義務者である事業者の皆様におかれましては、日頃の業務の参考としていただき、入湯税制度へのご理解と適正な申告・納入に引き続きご協力くださいますようお願い申し上げます。

目次

1. 入湯税の概要	4
2. 入湯税のしくみ	5
3. 課税免除	6～7
4. 申告等の手続き	8～9
5. 加算金及び延滞金	10
6. 帳簿の記載	11
7. 実地調査	11
8. よくある質問	11～13
9. 申告書等の記載例	14～17
10. 参考資料	18～19

1.入湯税の概要

入湯税は、地方税法第 701 条の規定により、環境衛生施設、消防施設の整備あるいは観光の振興などに要する費用に充てられる目的税です。鉱泉浴場における入湯行為に対し、入湯客に入湯税を課するものです。

入湯税は、鉱泉浴場(温泉施設)の経営者の方に、入湯客から徴収していただき、本市へ申告及び納入していただく「特別徴収」の方法により納めていただきます。

【大分市の制度の概要】

納税義務者	鉱泉浴場(温泉施設)を利用される方(入湯客)
課税免除	(1) 小学生以下の方 (2) 一般公衆浴場又は共同浴場を利用される方 (3) 入湯に要する費用として 1,500 円以下の料金(消費税を除く) で利用される方(宿泊利用者を除く) (4) 連続して 5 日以上長期療養を目的とする方 (5) 市内にお住まいの 65 歳以上の方 (6) 市内にお住まいで身体障害者手帳等の交付を受けている方 (7) 修学旅行その他の教師の引率のもとに学校教育の一環として行われる行事に参加する方
税率	1人1日につき 150 円 (宿泊を伴う場合は、1泊を1日として取り扱います。)
徴収の方法	特別徴収
特別徴収義務者	鉱泉浴場(温泉施設)の経営者
特別徴収の方法	特別徴収義務者(鉱泉浴場の経営者)は、入湯客から入湯税を徴収し、毎月15日までに、前月分の入湯客数、税額その他必要事項を記載した納入申告書を提出していただくとともに、徴収した入湯税額を本市に納入してください。
経営申告書の提出	鉱泉浴場を経営しようとする方は、経営開始日の前日までに、必要事項を記載した経営申告書を本市に提出してください。 提出後、申告内容に異動が生じた場合は、直ちにその旨を記入した経営申告書を本市に提出してください。
帳簿の記載義務	特別徴収義務者は、入湯客数などの必要な事項を帳簿に記載し、その帳簿は、記載した日から1年間保存してください。

2.入湯税のしくみ

1. 納税義務者

鉱泉浴場に入湯する方が納税義務者となります。

入湯税における鉱泉浴場とは、温泉法に規定する「温泉」を利用する浴場をいい、運び湯を利用する施設も含まれます。

また、鉱泉浴場が設置されている宿泊施設では、宿泊者は鉱泉浴場を利用したものとみなされ、入湯税が課されます。ただし、宿泊者個々の鉱泉浴場の利用の有無を把握できる場合は、利用していない宿泊者には課税しません。

2. 特別徴収義務者

大分市税条例第 111 条第 1 項の規定により、鉱泉浴場の経営者は特別徴収義務者となります。同条第 2 項の規定により、入湯客(納税義務者)から入湯税を徴収しなければなりません。

また、新たに鉱泉浴場の経営を開始する方は、温泉法、公衆浴場法又は旅館業法による許可証等の写しを添えて、経営申告書を提出してください。

3. 税率

入湯税の税率は、1 人 1 日につき 150 円です。

なお、宿泊を伴う入湯については、1 泊を 1 日として取り扱います。

※同一の日に複数の鉱泉浴場を利用する場合は、それぞれの鉱泉浴場ごとに入湯税が課されます。

一方、同一の鉱泉浴場を 1 日に複数回利用する場合は、150 円のみ入湯税が課されます。

4. 入湯税の徴収方法

入湯税は、特別徴収の方法によって徴収します。特別徴収義務者は、納税義務者(入湯客)から入湯税を徴収してください。

徴収した入湯税は、翌月 15 日までに入湯税納入申告書を提出するとともに、本市に納入してください。

5. 求償権

入湯税の納税義務者が入湯税を支払わなかった場合や、特別徴収義務者が入湯税を徴収できなかった場合であっても、特別徴収義務者は市に対して入湯税を納入する義務があります。この場合、特別徴収義務者は、納入した入湯税額について当該入湯客(納税義務者)に請求することができます(求償権)。

なお、徴収できなかった入湯税がある場合であっても、徴収できなかった入湯税額を含めて申告及び納入を行ってください。

3. 課税免除

大分市税条例第108条の規定により、次のいずれかに該当する方については、入湯税が免除されます。

(1) 年齢 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者(小学生まで)

小学生までの方は、課税が免除されます。

(2) 一般公衆浴場(大分市公衆浴場法施行条例(平成 24 年大分市条例第 54 号)第 2 条第 1 号に規定する一般公衆浴場をいう。)に入湯する者(当該一般公衆浴場に併設された宿泊施設への宿泊を伴う者を除く。)又は共同浴場に入湯する者

公衆浴場法に規定する一般公衆浴場(銭湯等)又は共同浴場(公衆浴場営業として一般に開放されるものではなく、会社の寮、学校の寮等に設置され、特定の者が共同で利用する浴場など)に入湯する方については、入湯税が免除されます。

ただし、一般公衆浴場に併設された宿泊施設への宿泊を伴う場合は、課税免除の対象となりません。

(3) 鉱泉浴場が設置された施設において、入湯に要する費用として規則で定める金額以下の料金を負担して入湯する者(当該施設に宿泊する者を除く。)

鉱泉浴場が設置された施設において、入湯に要する費用が 1,500 円以下(消費税を除く。)の場合は、入湯税が免除されます。ただし、当該施設に宿泊する場合は、課税免除の対象となりません。

※入湯に要する費用とは、入館料、休憩料又は入湯料等の名称にかかわらず、当該鉱泉浴場を利用するために支払う料金のことをいいます。

(4) 長期療養(療養日数が連続して 5 日以上の場合に限る)を目的とする者

療養を目的として連続して 5 日以上入湯し、医師の診断書の提出があった場合は入湯税が免除されます。

(5) 市内に居住する年齢 65 歳以上の者

身分証明書等により対象者であることが確認できた場合は、入湯税が免除されます。

(6) 市内に居住する身体障害者等で、下記の規則に定める者

- ・身体障害者手帳の交付を受けている者
- ・戦傷病者手帳の交付を受けている者
- ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 11 条第 1 項に規定する厚生労働大臣の認定を受けている者
- ・療育手帳の交付を受けている者

※手帳等の提示により対象者であることが確認できた場合は、入湯税が免除されます。

(7) 修学旅行その他の教師の引率のもとに学校教育の一環として行われる行事に参加する者
学校教育の一環として、教師の引率のもとに行われる行事に参加する者が対象となります。
対象となる主な学校は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校及び高等専門学校です。

なお、専修学校、各種学校、大学及び海外の学校は、対象となりません。

4.申告等の手続き

鉱泉浴場の経営者は、入湯税について、次の手続きが必要となります。

1. 入湯税に係る経営申告書の提出

鉱泉浴場を經營しようとする方は、経営申告書(P14)を作成し、経営開始の日の前日までに大分市長宛てに提出してください。

なお、経営申告書を提出する際は、次の資料を添付してください。

〈添付書類〉

- ・温泉利用許可証の写し
- ・公衆浴場営業許可証の写し(公衆浴場法に基づく営業許可を受けている場合)
- ・旅館業営業許可証の写し(鉱泉浴場を備えたホテル、旅館等の場合)
- ・日帰り利用が可能な施設にあっては、施設の利用料金が分かる資料

また、申告いただいた事項に異動が生じた場合は、直ちにその旨を記載した経営申告書を提出してください。

2. 納入申告書の提出

前月中に徴収した入湯税について、毎月 15 日までに納入申告書を提出してください。申告書を郵便又は信書便で提出された場合は、消印日を提出があった日とみなします。

(入湯客がいなかった月についても、申告する必要があります。)

3. 入湯税の納入

徴収した入湯税については、毎月 15 日までに申告書に記入した前月分の徴収税額を、納入書により納入してください。納入場所は以下のとおりです。

〈納入場所（令和 8 年 10 月 1 日現在）〉 ※最新情報は 大分市 HP 等にてご確認ください。

1. 次の金融機関の全国の本店、支店、出張所及び代理店

大分銀行、豊和銀行、伊予銀行、福岡銀行、肥後銀行、宮崎銀行、西日本シティ銀行、北九州銀行、愛媛銀行、大分信用金庫、大分みらい信用金庫、九州労働金庫、大分県信用組合、大分県信用農業協同組合連合会、大分県農業協同組合、大分県漁業協同組合

2. 九州内のゆうちょ銀行・郵便局(沖縄県を除く)

3. 大分市役所 納税課(第2庁舎3階)、東部・西部資産税事務所、大南、大在、坂ノ市、佐賀関、野津原、明野の各支所、各連絡所

4. 電子申告及び電子納付について

入湯税の電子申告は、eLTAX 対応ソフトウェア「PCdesk Next」を利用して行います。
また、電子納付を利用する場合は、電子申告後に「PCdesk」(DL 版または WEB 版)から電子納付を行うことができます。

電子申告を利用すると、市役所への来庁や郵送が不要となります。また、電子納付を利用することで、申告から納付までの手順をインターネットで完結できます。

※初めて電子申告及び電子納付を利用する場合は、事前に PCdesk(DL 版または WEB 版)から利用届出(新規)を行い、利用者 ID を取得してください。

【毎月の手続】

- ① PCdesk Next へログイン
↓
- ② 入湯税納入申告書を作成・送信
↓
(電子納付を利用する場合)
- ③ PCdesk(DL 版または WEB 版)から電子納付

※利用開始手続や操作方法の詳細については、eLTAX ホームページをご覧ください。

5.加算金及び延滞金

＜加算金＞ 地方税法に定める次の場合には、加算金が課されることがあります。

区分	加算金が課される場合	加算金の割合
過少申告 加算金	期限までに申告があったものの、その申告した税額が過少であったため、更正を受けた場合 (地方税法第 701 条の 12 第 1 項)	不足税額×10% (ただし、不足税額のうち、期限までに申告した税額又は 50 万円のいずれか多い金額を超える部分については、15%)
不申告 加算金	期限後に申告があった場合又は期限までに申告がなかったため、市の調査により税額の決定を受けた場合(地方税法第 701 条の 12 第 2 項第 1 号)	納入すべき税額×15% (納入すべき税額のうち、50 万円を超える部分については、20%)
	期限後に申告があったものの、その申告した税額が過少であったため、更正を受けた場合 (地方税法第 701 条の 12 第 2 項第 2 号)	
	市の決定を受けた税額が実際の税額より少なかったため、更正があった場合 (地方税法第 701 条の 12 第 2 項第 3 号)	
	期限後に自主的な申告があった場合(市の調査による決定があることを予知してされたものでないとき)(地方税法第 701 条の 12 第 6 項)	納入すべき税額×5%
重加算金	二重帳簿の作成その他の行為により、故意に税額を免れようとした場合で、期限までに申告があったとき(地方税法第 701 条の 13 第 1 項)	不足税額×35%
	期限までに申告がなく決定を受けた場合又は期限後に申告があった場合で、二重帳簿の作成その他の行為により、故意に税額を免れようとしたとき(地方税法第 701 条の 13 第 2 項)	不足税額×40%

＜延滞金＞ 法定納期限(利用月の翌月 15 日)までに入湯税を納入しなかった場合は、法定納期限の翌日から納入の日までの日数に応じて、次の割合により延滞金が課されます。

区分	延滞金の割合
法定納期限の翌日から 1 か月経過する日まで	特例(延滞金特例基準割合+1.0%) 令和 8 年 1 月 1 日～令和 8 年 12 月 31 日は2.8%です。 ※本則7.3%
法定納期限の翌日から 1 か月経過する日以降	特例(延滞金特例基準割合+7.3%) 令和 8 年 1 月 1 日～令和 8 年 12 月 31 日は9.1%です。 ※本則14.6%

6.帳簿の記載

特別徴収義務者(鉱泉浴場の経営者)は、毎日の入湯客数、課税免除となる入湯客数、課税対象となる入湯客数及び入湯税額を帳簿に記載し、記載した日から1年間保存してください。

なお、帳簿は、必要事項が記載されていれば、任意の様式で構いません。

7.実地調査

入湯税の適正かつ公平な課税及び徴収を図るため、電話等による確認や、帳簿書類等の提出を求めるほか、必要に応じて実地調査を行う場合があります。

8.よくある質問

Q1. 宿泊施設を利用されている方から、鉱泉浴場を利用していないとの申出がありました。

このような場合、入湯税は課されますか。

A1. 鉱泉浴場が設置された宿泊施設では、原則として、宿泊者は鉱泉浴場を利用したものとみなし、入湯税が課されます。

ただし、宿泊者ごとの鉱泉浴場の利用の有無を施設側で確認できる場合は、実際に利用していない方については入湯税を課しません。例えば、電子キー等による入退場記録から、宿泊者ごとの入湯の有無を確認できる場合は、入湯していない方は課税対象となりません。

なお、このような取扱いをする場合は、利用していないことが確認できた事実やその理由について、帳簿等に記録を残してください。

Q2. 日帰りの入湯において、平日と休日で料金が異なる場合、利用料金 1,500 円以下(税抜)の課税免除についてはどのように取り扱うのでしょうか。

A2. 入湯客が実際に支払う額が 1,500 円(税抜)以下であれば、入湯税は免除されます。例えば、平日は 1,400 円、休日は 1,800 円という料金設定であれば、平日の入湯客は課税免除されますが、休日は課税対象となります。

Q3. 日帰りの入湯において、無料券、割引券又は回数券を利用した場合、どのように取り扱うのでしょうか。

A3. 日帰り入湯において、無料券を使用した場合は、入湯客の支払いが発生しないため、入湯

税の課税免除となります。また、割引券を利用した場合は、割引後の利用料金(消費税を除く。)が1,500 円以下であれば、入湯税は免除されます。

回数券を利用した場合は、回数券の販売価格を利用可能回数で除して算出した1回当たりの利用料金(消費税を除く。)が1,500 円以下であれば、入湯税は免除されます。

なお、宿泊施設を利用する者の入湯については、利用料金による課税免除の対象とはなりません。

Q4. 日帰り入湯において、タオルや食事等がセットになっている料金の取り扱いを教えてください。

A4. 入湯料金とタオル料金や食事料金等が一体となった料金であり、それぞれを区分できない場合は、その合計額で判定します。一方、それぞれの料金が明確に区分されている場合は、入湯料金のみで判定します。

Q5. 食事利用のお客様はサービスで日帰り入湯できます。入湯税の徴収は必要ですか。

A5. 入湯のみの利用ができず、入湯に要する費用が明確でない場合は、食事を含めた利用料金の合計額で判定します。

Q6. 家族風呂(貸切風呂)の場合、1 人当たりの利用料金はどのようになりますか。

A6. 家族風呂など、1回につき決まった料金を払う場合は、利用人数全員で割って、1人当たりの利用料金を算出してください。小学生以下は課税されませんが、1人当たりの利用料金を算出する際の利用人数には含めます。

- (例1) 利用料金 3,000 円(税抜)の家族風呂を、大人2人で利用した場合は、1人当たり1,500 円(税抜)となるため、全員が課税免除となります。
- (例2) 利用料金 3,000 円(税抜)の家族風呂を、大人2人、小学生以下の子供2人の計4人で利用した場合は、1 人当たり 750 円(税抜)となり、全員が課税免除となります。
- (例3) 利用料金 3,500 円(税抜)の家族風呂を、大人1人、小学生以下の子供1人の計2人で利用した場合は、1人当たり 1,750 円(税抜)となり、大人1名分(150 円)のみ課税となります。
- (例4) 利用料金 3,500 円(税抜)の家族風呂を、大人2人で利用した場合は、1人当たり1,750 円(税抜)となるため、大人2人について、それぞれ入湯税(150 円)が課税されます。

Q7. 修学旅行等の団体客について、入湯税免除になるのはどのような場合ですか。

A7. 学校教育の一環として、教師の引率のもとに行われる行事に参加する場合は、入湯税が免除となります。対象となる主な学校は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校及び高等専門学校です。具体的には、修学旅行、宿泊学習、自然体験学習、林間学校、部活動の合宿や大会への参加等が該当します。

なお、専修学校、各種学校、大学及び海外の学校において行われる行事は、免除の対象となりません。

免除の対象となるのは、行事に参加する児童・生徒等及び学校教育の一環として行われる行事を引率する教師です。心身の障がい等により介助を必要とする児童・生徒等の介助をする者についても、学校教育上必要な介助者として認められる場合は、免除の対象となります。

なお、添乗員、運転手、カメラマン、応援のための生徒・保護者等、学校教育上の引率者ではない者は、免除の対象となりません。

(対象となる例)

修学旅行、部活動の合宿・大会参加、宿泊学習、自然体験学習、林間学校、臨海学校、集団宿泊活動 など

(対象とならない例)

スポーツ少年団、クラブチーム等の合宿・大会、学校教育の一環として行われるものではない研修旅行、学校外の団体が主催する旅行 など

Q8. 入湯税の申告又は納入を期限までに行わなかった場合は、どうなりますか。

A8. 地方税法及び大分市税条例の規定により、特別徴収義務者は、毎月 15 日までに前月分の入湯客数、税額その他必要事項を記載した納入申告書を提出するとともに、徴収した入湯税額を本市に納入しなければならないとされています。

期限までに申告を行わなかった場合や過少な申告を行った場合は、加算金が課されることがあります。また、期限までに納入されない場合は、入湯税額のほかに延滞金を納めていただくことがあります。さらに、督促を受けてもなお完納されない場合は、特別徴収義務者に対して財産の差押え等の滞納処分を受ける場合があります。

1 経営申告書

14

2 入湯税納入申告書

様式第 6 1 号

記入例

入湯税納入申告書

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

大分市長 殿

特別徴収義務者

住所（所在地）

大分市荷揚町〇〇番〇〇号

氏名（名称及び代表者氏名）〇〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇

個人（法人）番号

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

電話番号

〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

大分市税条例第 1 1 1 条第 3 項の規定により入湯税の納入を申告します。

営 業 種 類	温泉施設、旅館業など	番 号	※記入不要
営 業 所 所 在 地	大分市〇〇〇〇番地		
営 業 主 氏 名	〇〇温泉、〇〇旅館など		課税標準×150円
課 税 標 準	260 人	税 額	39,000 円
備 考			

入 湯 税 納 入 明 細 書							
				〇〇年〇〇月分			
日	課税標準 (人)	税額 (円)	備考	日	課税標準 (人)	税額 (円)	備考
1	11	1,650		17	9	1,350	
2	15	2,250		18	8	1,200	
3	13	1,950		19	6	900	
4	14	2,100		20	5	750	
5	9	1,350		21	8	1,200	
6	12	1,800		22	9	1,350	
7	6	900		23	8	1,200	
8	9	1,350		24	7	1,050	
9	12	1,800		25	6	900	
10	0	0	休館	26	10	1,500	
11	13	1,950		27	11	1,650	
12	10	1,500		28	5	750	
13	5	750		29	9	1,350	
14	4	600		30	7	1,050	
15	6	900		31	7	1,050	
16	6	900		計	260	39,000	

3 入湯者明細書

○月分入湯者明細書								
日 付	記入例 入湯者総数 課税人数		課 税 免 除 内 訳					
			小学生 以下※1	1,500円 以下※2	長 期 療養者	6 5 歳 以 上	身 体 障害者等	修 学 旅行等
1	100	11	4	70		15		
2	105	15	4	70		16		
3	104	13	10	65		16		
4	103	14	9	60		20		
5	100	9	10	60		21		
6	101	12	6	63		20		
7	102	6	9	70		16	1	
8	90	9	4	60		17		
9	95	12	3	64		16		
10	0	0						
11	101	13	6	65	1	14	2	
12	103	10	5	70	1	17		
13	100	5	11	68	1	15		
14	90	4	10	61	1	13	1	
15	78	6	10	50	1	11		
16	80	6	11	49	1	13		
17	94	9	6	61		18		
18	101	8	6	65		22		
19	98	6	10	61		21		
20	88	5	4	60		19		
21	91	8	5	60		18		
22	93	9	3	64		16	1	
23	99	8	6	66		19		
24	140	7	9	65		19		40
25	134	6	11	61		21		35
26	110	10	13	65		22		
27	111	11	11	64		25		
28	96	5	13	58		20		
29	99	9	9	58		23		
30	101	7	10	62		21	1	
31	99	7	11	55		26		
計	3,006	260	239	1,870	6	550	6	75

※1 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

※2 入湯に要する費用として1,500円(入場料、休憩料、入湯料、役務の対価等の当該施設の利用に関して支払われる金額の合計額とし、消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を除く。)以下の料金を負担して入湯する者

4 納入書

記入例

入湯税

領収証書

※
摘要欄に
必要事項
を記入し
て下さい。
※
領収書は
何月何日
の申告分
の修正を
申告する
ため、五
年間の保
存と納付
の目的を
記入して
下さい。

第	号	特別徴収義務者	目
令和	〇〇	年度	住所 大分市荷揚町〇〇番〇〇号
大分市	歳入	氏名	〇〇〇〇株式会社 殿
一	般	会	計
税	額	千	百
督促手数料		3	9
延滞金			
計		3	9
納期	限	令和	〇〇年 〇月 〇日 限り
摘要			〇〇 月分
上記のとおり領収しました。			
年 月 日			
領収日付印			

キリトリ

記入例

入湯税

納入書

第	号	特別徴収義務者	目
令和	〇〇	年度	住所 大分市荷揚町〇〇番〇〇号
大分市	歳入	氏名	〇〇〇〇株式会社 殿
一	般	会	計
税	額	千	百
督促手数料		3	9
延滞金			
計		3	9
納期	限	令和	〇〇年 〇月 〇日 限り
摘要			〇〇 月分
上記のとおり領収しました。			
年 月 日			
領収日付印			

大分市指定金融機関
大分市収納代理金融機関

10.参考資料

大分市税条例(一部抜粋)

(入湯税の納税義務者等)

第 107 条:入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する。

(入湯税の課税免除)

第 108 条:次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。

- (1)年齢 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者
- (2)一般公衆浴場(大分市公衆浴場法施行条例(平成 24 年大分市条例第 54 号)第 2 条第 1 号に規定する一般公衆浴場をいう。)に入湯する者(当該一般公衆浴場に併設された宿泊施設への宿泊を伴う者を除く。)又は共同浴場に入湯する者
- (3) 鉱泉浴場が設置された施設において、入湯に要する費用として規則で定める金額以下の料金を負担して入湯する者(当該施設に宿泊する者を除く。)
- (4)長期療養を目的とする者で規則で定めるもの
- (5)市内に居住する年齢 65 歳以上の者
- (6)市内に居住する身体障害者等で規則で定めるもの
- (7)修学旅行その他の教師の引率のもとに学校教育の一環として行われる行事に参加する者

(入湯税の税率)

第 109 条:入湯税の税率は、入湯客 1 人 1 日について、150 円とする。

(入湯税の徴収の方法)

第 110 条:入湯税は、特別徴収の方法によって徴収する。

(入湯税の特別徴収の手続)

第 111 条:入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者とする。

- 2. 前項の特別徴収義務者は、当該鉱泉浴場における入湯客が納付すべき入湯税を徴収しなければならない。
- 3. 第 1 項の特別徴収義務者は、毎月 15 日までに、前月 1 日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を納入書によって納入しなければならない。

(入湯税に係る不足金額の納入の手続)

第 113 条:入湯税の特別徴収義務者は、法第 701 条の 10、第 701 条の 12 又は第 701 条の 13 の規定に基づく納入の告知を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書に指定する期限までに、納入書によって納入しなければならない。

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第 114 条: 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第 16 項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(2) 鉱泉浴場施設の所在地

(3) 前各号に掲げるものを除くほか、市長において必要と認める事項

(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等)

第 115 条: 入湯税の特別徴収義務者は、毎日の入湯客数、入場料金及び入湯税額を帳簿に記載しなければならない。

2. 前項の帳簿は、その記載の日から 1 年間これを保存しなければならない。

(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反等に関する罰)

第 116 条: 前条第 1 項の規定によって、帳簿に記載すべき事項について正当な理由がなくて記載をせず、若しくは虚偽の記載をした場合又は同条第 2 項の規定によって保存すべき帳簿を 1 年間保存しなかった場合においては、その者に対し、100,000 円以下の罰金刑を科する。

2. 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。